

2019年 税務グループ第1回 考查解答用紙

2020.7.19実施

1
5

所属 (○を付けること)	東京・東海・近畿・九州 札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松	補習生カード番号:	氏名:
--------------	--	-----------	-----

問題1 消費税法概論

自 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
			0 0 0 03
消費税額	②		06
控除過大調整税額	③		07
控除税額	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		15
中間納付税額	⑩		16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪		17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫		18
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬	19
	差引納付税額	⑭	20
課税売上 割合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮	21
	資産の譲渡 等の対価の額	⑯	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税 の課税標準 となる消費 税	控除不足還付税額	⑰	51
	差引税額	⑱	52
譲渡 割合	還付額	⑲	53
	納税額	⑳	54
中間納付譲渡割額		㉑	55
納付譲渡割額 (㉑-㉒)		㉒	56
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)		㉓	57
この申告書 が修正申告 である場合	既確定 譲渡割額	㉔	58
	差引納付 譲渡割額	㉕	59
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖		60

②⑥ = (⑪ + ⑫) - (⑧ + ⑬ + ⑲ + ㉓)・修正申告の場合 ②⑥ = ⑬ + ㉓

②⑥が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	☐	有	☐	無	31
	延払基準等の適用	☐	有	☐	無	32
	工事進行基準の適用	☐	有	☐	無	33
	現金主義会計の適用	☐	有	☐	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の特例の適用	☐	有	☐	無	35
	控除計算方法	課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	☐	個別対応 方式	一括比例 方式	41
	上記以外	☐	全額控除			
項	基準期間の 課税売上高				千円	
還す 付る を金 受融 け機 よ関 う等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号					
	郵便局名等					
	※税務署整理欄					
税理士 署名押印						
	(電話番号	-	-	)		
☐	税理士法第30条の書面提出有					
☐	税理士法第33条の2の書面提出有					

第3－(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	☐	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38②	52
小売等軽減売上割合	☐	附則39①	53

自 令和 年月日課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書至 令和 年月日

中間申告 自 令和 年月日
 の場合の
 対象期間 至 令和 年月日

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
※申告書(第一表)の①欄へ														0	0	0
																01

課税資産の 譲渡等の 対価の額 の合計額	3 % 適用分	②															02
	4 % 適用分	③															03
	6.3 % 適用分	④															04
	6.24 % 適用分	⑤															05
	7.8 % 適用分	⑥															06
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)		⑦															07
	6.3 % 適用分	⑧															11
	7.8 % 適用分	⑨															12
		⑩															13

消費税額	⑪																21
※申告書(第一表)の②欄へ																	
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫															22
	4 % 適用分	⑬															23
	6.3 % 適用分	⑭															24
	6.24 % 適用分	⑮															25
	7.8 % 適用分	⑯															26

返還等対価に係る税額	⑰																31
※申告書(第一表)の⑤欄へ																	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱															32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲															33

地方消費税の 課税標準となる 消費税額 (注2)	⑳																41
	4 % 適用分	㉑															42
	6.3 % 適用分	㉒															43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓															44

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉔～㉖欄が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

2019年 税務グループ第1回 考查解答用紙

2020.7.19実施

2
5

所属 (○を付けること) 東京・東海・近畿・九州 札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松	補習生カード番号：	氏名：
---	-----------	-----

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
	② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※第二表の⑮欄へ
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)	(付表2-1の⑳・㉑E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控除税額	④ 控除対象仕入税額	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉒D欄の金額)	(付表2-1の㉒E欄の金額)	※第一表の④欄へ
	⑤ 返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑯欄へ
	⑥ 売上げの返還等の対価に係る税額	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑰欄へ
	⑦ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑱欄へ
	⑧ 貸倒れに係る税額	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	⑨ 控除税額小計 (④+⑤+⑥)	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑩E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑪ 控除不足還付税額	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑩E欄の合計金額)	
	⑫ 差引税額	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑩E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉓欄へ (注3)	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の㉔欄へ
譲渡割額	⑭ 還付額	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78) (注3)	
	⑮ 納税額	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78) (注3)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑪欄へ ※プラスの場合は第一表の⑫欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

3 旧税率が適用された取引がない場合(X欄に記載すべき金額がない場合)には、⑬～⑯E欄の各欄の記載は次のとおりとなる。

(1) 「⑫E欄-⑬E欄」がマイナスの場合

⑬E欄に1円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑭E欄に「(⑬E欄-⑫E欄)×22/78」により計算した金額を記載する(⑯E欄の記載は不要)。

(2) 「⑫E欄-⑬E欄」がプラスの場合

⑬E欄に100円未満の端数を切り捨てた金額を記載し、⑯E欄に「⑬E欄×22/78」により計算した金額を記載する(⑭E欄の記載は不要)。

(R1.10.1以後終了課税期間用)

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

			課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・		氏 名 又 は 名 称			
項 目					旧 税 率 分 小 計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 (X+D+E) F		
	課 税 売 上 額 (税 抜 き)				①	(付表2-2の①X欄の金額) 円	円	円	円	
	免 税 売 上 額				②					
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額				③					
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)					④			※第一表の⑬欄へ ※付表2-2の④X欄へ		
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)				⑤					
	非 課 税 売 上 額				⑥					
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)					⑦			※第一表の⑭欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ		
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)					⑧			※付表2-2の⑧X欄へ [%] ※端数 切捨て		
	課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)				⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額)				
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額				⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額)	(⑨D欄×6.24/108)	(⑨E欄×7.8/110)		
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額				⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額				⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑪E欄×7.8/100)		
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額				⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)				
	納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額				⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)				
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑬±⑭)					⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額)				
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 かつ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑮の金額)					⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)				
課 5 課 95 税 億 税 % 売 売 未 円 円 上 満 超 割 の 高 又 合 場 が は が 合	個 別 対 応 方 式	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの			⑰	(付表2-2の⑰X欄の金額)				
		⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の			⑱	(付表2-2の⑱X欄の金額)				
		個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕			⑲	(付表2-2の⑲X欄の金額)				
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等 の 税 額 (⑮ × ④ / ⑦)			⑳	(付表2-2の㉑X欄の金額)				
控 除 調 税 額 整	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額				㉑	(付表2-2の㉑X欄の金額)				
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額				㉒	(付表2-2の㉒X欄の金額)				
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔 (⑬ 、 ⑲ 又 は ⑳ の 金 額) ± ㉑ ± ㉒ 〕 が プ ラ ス の 時				㉓	(付表2-2の㉓X欄の金額)	※付表1-1の④D欄へ	※付表1-1の④E欄へ		
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔 (⑬ 、 ⑲ 又 は ⑳ の 金 額) ± ㉑ ± ㉒ 〕 が マ イ ナ ス の 時				㉔	(付表2-2の㉔X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ		
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額					㉕	(付表2-2の㉕X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

2019 年 期 税務グループ第 1 回 考査解答用紙

2020. 7. 19 実施

3

5

所属（○を付けること） 東京・東海・近畿・九州
札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松

補習生カード番号：

氏名：

問題 2 地方税法概論

問 1 (1)

①	②	③	④

(2)

⑤	⑥	⑦	⑧

問 2

A 収益配分額	B 雇用安定控除額	C 課税標準
百万円	百万円	百万円

問題 3 所得税法概論

問 1

必要経費	円
------	---

問 2

不動産所得	円
-------	---

問 3

(1)

(2)

(3)

	控除額
配偶者控除 ・ 配偶者特別控除 ・ 受けられない	円

(4)

扶養控除	円
障害者控除	円

(5)

医療費控除	円
-------	---

問 4

①		②	
③		④	
⑤			
a			

問 5

(1) ①一般株式等に係る譲渡所得金額： _____ 円 ②適用税率： _____ %

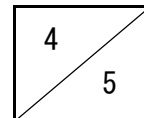
(計算過程)

(2) 翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失金額： _____ 円

(計算過程)

2019 年 期 税務グループ第 1 回 考査解答用紙

2020. 7. 19 実施



所属（○を付けること） 東京・東海・近畿・九州 札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松	補習生カード番号：	氏名：
--	-----------	-----

問題 4 相続税法概論

問 1

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩		

問 2 (1)

相続税	円
(計算過程)	

(2)

制度	A: 暦年課税制度	B: () 制度
基礎控除	毎年 () 万円	2,500 万円
贈与者の年齢制限	なし	60 歳以上
届出義務	()	あり
相続時の精算	相続開始前 () 年以内に贈与した財産	贈与した財産全て
税率	超過累進税率 (10%～55%)	一律 () %

(3)

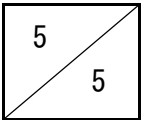
A: 暦年課税制度	円
(計算過程)	
B: () 制度	円
(計算過程)	

(4)

利用すべき制度	() 制度
(根拠)	

2019 年 期 税務グループ第 1 回 考査解答用紙

2020. 7. 19 実施



所属（○を付けること） 東京・東海・近畿・九州 札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松	補習生カード番号：	氏名：
--	-----------	-----

問 3

1

	円
--	---

2

(1)	
(2)	%
(3)	円

問 4

相続税評価額： _____ 円

(計算過程)

(この面は計算用紙として使用してよい)